

○ 2025 年（令和 7 年）4 月 30 日からの工事検査体制について

福山市工事検査規程の改定に伴い、2025 年（令和 7 年）4 月 30 日以降に工事の検査を行う体制は、次表のとおりとします。

請負金額 項目		200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上	1億5000万円以上
検査員		担当課の次長以上	担当課の次長以上 ※	技術検査課の職員	
立会	担当監督員	○	○	○	○
	総括・主任監督員			○	原則 総括監督員
	現場代理人	○	○	○	○
	主任（監理）技術者	○	○	○	○

※ 技術検査課の職員が行う場合もあります。

○ 2015 年度（平成 27 年度）からの測量・建設コンサルタント等業務の検査体制について

- 1 業務委託料 300 万円以上の業務の検査については技術検査課にて行います。
検査体制については次のとおりです。

業務委託料 項目		300万円未満	300万円以上
種別		土木関係建設コンサルタント・建築関係建設コンサルタント・測量・地質調査業務	
検査員		担当課の次長以上	技術検査課の職員
立会	監督員	○	○
	管理技術者	○	○

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降に契約を締結する委託業務を対象とします。